

市廃審 第28-002号
平成28年11月28日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第81回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第81回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成28年10月25日(火) 10時10分～11時30分
- [開催場所] 市川市役所 本庁舎 3階 第1委員会室
- [出席委員] 三橋規宏委員、松本定子委員、大場諭委員、岩田元一委員、代谷陽子委員、福島満委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、齋藤孝雄委員、石井静雄委員(以上11名)
- [事務局等] (1)清掃部 吉野部長、高橋次長
(2)循環型社会推進課 秋本課長、松丸主幹、杉山主幹、道家、松丸、大門、佐々木、堀川、田中、岡
(3)清掃事業課 金子課長、浅生主幹
(4)清掃施設計画課 川島課長、吉川
(5)クリーンセンター 田米開所長、椎名副参事
- [傍聴者] 無し
- [会議次第] (1)開会
(2)議題
今後の不適正排出対策のあり方について(諮問)
(3)報告
ア) 家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況について
イ) 次期クリーンセンター焼却方式選定及び環境影響評価手続きの流れについて
ウ) その他
(4)閉会
- [配付資料] 資料1 家庭ごみの不適正排出の現状等について
資料2 家庭ごみの不適正排出への取り組み状況及び今後の検討課題について
資料3 家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況について
資料4 次期クリーンセンター焼却方式選定について・環境影響評価手続きの流れについて
- [会議概要] 市長から会長へ「今後の不適正排出対策のあり方について」の諮問書を提出後、事務局から諮問理由・配付資料の説明を行い、これに対して各委員からの質疑に回答する形で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 10 分

三橋会長：ただいまから「第 81 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。
それでは、会議を始めるに当たって、事務局から報告事項がありましたらお願いいたします。

秋本課長：本日の会議には、委員 15 名のうち、11 名、半数以上が出席されており、本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立をいたします。
また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承いただきたいと思います。以上です。

三橋会長：今日は傍聴者はおりますか。

秋本課長：今日は傍聴者はおりません。

【諮問理由説明】

三橋会長：それでは、本日の議題に入りたいと思います。お手元の次第にもあるように、「今後の不適正排出対策のあり方について」、今大久保市長から諮問がございました。本審議会では諮問を受けてこれから何回か審議会を開いて答申を作成していく、という作業をこれから委員の皆様に行っていただくという事が目的ですのでよろしく願いいたします。はじめに、事務局から諮問理由の説明を、各論に踏み込んだ形で説明をお願いします。

秋本課長：それでは諮問理由つきまして、ご説明させていただきます。お手元の「諮問書の写し」をご覧ください。

（諮問理由）※諮問書読み上げ

本市では、平成 27 年 5 月に市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、さらなるごみの減量・資源化に向けた取組みを推進しております。

この中で、本年度からは、ごみの減量・分別に関する広報・啓発を強化するとともに、平成 29 年 4 月から実施するごみ収集回数の削減に向けて市民の理解と協力を得るため、市民への周知活動を進めているところであります。

ごみの減量と資源化を進めていくためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であります。一部のごみ集積所においては、指定袋を使用しない、分別の状況が著しく悪い、収集日以外にごみを排出するなど、ごみの排出ルールが遵守されていない状況があるほか、事業系ごみについても、ルールに違反して

家庭ごみ集積所へ排出する事例や、容易に分別が可能な資源物が分別されずに排出される事例が一部に見受けられます。

いちかわじゅんかんプラン 21 においては、目標を達成するために重点的に取り組む施策として、不適正排出への対策の強化が位置づけられており、ごみの減量・資源化及び適正処理を市民・事業者・行政の協働で進めていくための前提となる、排出者の責任の徹底を図り、公平性の高い対応を進めていくためには、基本的な分別排出ルールに違反したごみへの対策をさらに強化していく必要があります。

つきましては、今後の不適正排出対策のあり方について、ご審議いただきたく、諮問するものです。

なお、今後の審議スケジュールについてでございますが、平成 29 年 4 月より実施する、家庭ごみの収集回数の削減後の排出状況なども踏まえまして、概ね来年の 9 月から 10 月頃を目途に答申をとりまとめていきたいと考えております。説明は以上です。

【諮問理由の質疑応答】

三橋会長：それではただいまの市長からの諮問内容について、ご質問・ご感想などあればお出しください。いかがでしょうか。

三橋会長：昨年、当審議会で議論して、最終的にはごみの有料化を市川市でも実施するということになりましたが、一気に実施するというのは中々難しいということで、順を追って条件を整えていこうということで、今回は不適正排出対策について審議会でできるだけ不適正排出をなくすためにはどうしたら良いかということに対して答申を行う、という段取りになっている訳です。そういった審議会の位置付けを承知した上で議論していただければと思います。

安東委員：4 月から新しく収集曜日が変わりますが、市販されているごみの指定袋は変わらないですか。

秋本課長：ごみの指定袋については変更ありません。

安東委員：変わらないとしたら、赤い文字の袋やオレンジの文字の袋などがあるんですが、市が指定している袋と、それ以外の分別ごみについても袋が市販されていますが、それを使わなくてはいけいないのか、使わなくてよいのかが徹底されておらず、市民もごみを出す際に迷っている部分があります。4 月からの収集回数変更之际して指定袋の周知もあればいいかなと思います。

秋本課長：指定袋に関しての質問ですが、指定袋を使っていたきたいのは「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチック製容器包装類」となります。「ビン」と「カ

ン」につきましては、それぞれビン・カンを分けまして、半透明のごみ袋でも可
ということで収集を行っています。

【資料説明1】(資料1)

三橋会長：それでは、前に審議を進めていきたいと思えます。まず配布資料の説明をお願い
します。資料1「家庭ごみの不適正排出の現状等について」の説明をしてくださ
い。

秋本課長：それでは、資料1をご覧ください。本市における不適正排出の現状についてご説
明をさせていただきます。なお、不適正排出の事例は、家庭ごみと事業系ごみの
いずれにおいてもございますが、本日は家庭ごみの不適正排出について現状や課
題について説明をさせていただきます。

<資料1 家庭ごみの不適正排出の現状等について>

1. 背景・現状

1 ページ目は、家庭ごみの不適正排出の現状と対策を行う背景についてでござい
ます。

ごみの減量・資源化と適正処理を市民・事業者・行政が協働で進めていくために
は、排出者の協力が不可欠となりますが、一部の家庭ごみ集積所においては、「指
定ごみ袋を使用していない」、「分別の状況が著しく悪い」、「決められた日時以外
にごみを出している」など、ごみの排出ルールが遵守されていない状況がござい
ます。

このような不適正な排出は、収集作業や資源化に支障を来たすことや、ごみ集積
所周辺の環境悪化にもつながる恐れがあります。

また、さらなるごみの減量・資源化を進めていく上でも、ごみの分別排出ルール
の徹底を図っていくことが重要であり、ルールを守りごみの減量・資源化に努力
している排出者だけが多くの負担を負うことがないように、公平性を確保してい
くためには、ごみの排出ルールを守らない排出への対策を強化していく必要があ
ります。

次に、今後、ご審議いただくための参考といたしまして、「不適正排出」の定義に
ついて、一定の整理をしております。

不適正排出と不法投棄を、厳密に区分することは難しいものがありますが、今回
の検討にあたっては、不適正排出を、ごみ集積所にごみが出されているものの、
指定ごみ袋を使用していない、排出日時が守られていない、分別状況が悪いとい
った、排出ルール違反があるものとししました。

一方で、空き地や道路など、ごみ集積所以外の場所への廃棄物の投棄を、不法投
棄としております。

2. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画における位置づけ

次に、2ページをご覧ください。

一般廃棄物処理基本計画における不適正排出対策の位置づけについてでございます。

基本計画では、ごみ減量・資源化及び適正処理を市民・事業者と協働で進めていくための前提として、排出者の基本的な役割・責任である排出ルールの徹底を図るため、不適正排出対策・不法投棄対策の強化を、重点的に取り組む事項としております。

また、具体的な不適正排出対策の施策として、排出者への周知や指導による未然防止対策の強化、ルール違反ごみの取り残し徹底や指導・罰則制度の導入の検討等のルール違反ごみへの対応の厳格化、戸別収集方式の導入検討を挙げております。

なお、戸別収集方式の導入についてであります。収集コストの増加をはじめとした留意点が多いことや、市民アンケートにおいて、現状の集積所収集方式で良いとする市民の意見が多いことなどから、平成28年5月にとりまとめました「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について」において、家庭ごみ有料化の導入とともに、引き続き検討を進めることとしております。

3. 不適正排出の状況

続きまして、3ページをご覧ください。

3ページから6ページにかけては、不適正排出の状況についての詳細でございます。まず、昨年度から行っております、不適正排出状況の調査結果の状況であります。

「指定ごみ袋を使用しないレジ袋でのごみ出し」や「指定日以外のごみの排出」などがあるため、平成27年2月より、市内全域のごみ集積所における排出状況調査と指定ごみ袋を使用せずに排出された「燃やすごみ」の取り残しを順次開始しました。

その結果、市内の全集積所、約2万2千箇所の約2割にあたる5,116箇所を取り残しが確認されました。

その後、取り残しがあった集積所のうち、特に排出状況の悪い5袋以上の取り残しがあった1,832箇所の集積所について追跡調査を行ったところ、約56.6%にあたる1,036箇所では、取り残しが5袋未満に減少しており、取り残しによる一定の改善が認められたところでございます。

その一方で、約800箇所の集積所では明確な改善効果が認められなかったため、不適正排出対策の強化にあたりましては、より効果的な指導制度等の対策の実施について検討する必要があるといえます。

なお、3ページの下には、昨年度実施した不適正排出状況調査の実施結果を図でまとめております。

図の下の部分には、取り残しによって明確な改善効果が認められなかった集積所の内訳を示しており、約7割が集合住宅専用の集積所となっていることから、集

合住宅の集積所について、効果的な対策を検討することが重要であると考えられます。

続いて、4ページをご覧ください。

参考としまして、排出ルールを守らずに出されたごみに貼り付けているシールの表示内容を載せております。

①は、平成27年2月からの不適正排出対策において使用しているもので、外国人の方にも伝わるよう、英文も併記しております。

②は、従来から使用しているものでございますが、指定袋での排出に加えて、ビンとカンの分別、大型ごみの誤った排出など、誤った排出の主な事例に対応するものとなっております。

続いて、5ページをご覧ください。

5ページには、平成26年6月に、基本計画の改定にあたって、市民のごみ減量やリサイクルに関する取り組み状況などを確認するため実施しましたアンケート調査の結果を抜粋して載せてございます。

上から1つ目の設問は、回答者の利用するごみ集積所において、ごみ出しルールが守られているかについてであります。

「きちんと守られている」または「だいたい守られている」と答えた方の合計が約9割となっている一方で、残りの1割では、「あまり守られていない」または「守られていない」との回答となっております。

2つ目の設問は、ルール違反の内容についてでございます。

「その日に収集するものと違う種類のごみが排出されている」との回答が最も多く、次いでごみの分別や、ごみ出しの時間の違反、指定袋を使用していないといった回答が多い結果となっております。

来年の4月より、家庭ごみの収集回数に変更になりますと、収集曜日の誤りなどの従来から事例の多いルール違反が増加する可能性が考えられます。

3つ目の設問は、ごみ出しのルール違反に対して、市に希望する対策についてであります。

警告シールによる改善に向けた働きかけや啓発の強化、取り残しの実施など、排出者にルール違反であることの認識を持っていただくための対応を希望する回答が多くあります。

また、比較的少数ではございますが、罰則の強化や開封調査による排出者の特定および指導など、厳格な対応を希望する回答もございました。

続いて、6ページをお願いします。

こちらは、平成25年度に開催しました、公募による市民などで構成される会議であります、じゅんかんプロジェクトの報告書の抜粋でございます。

基本計画の改定にあたって議論したテーマの中に、ルール違反对策についても取

り上げていただき、ご提案をいただきました。

ごみ出しルールが守られていない集積所が多く見受けられることや、現在の条例にはごみ出しルールを守らない市民に対する罰則がないことを踏まえ、市民の不公平感や周辺環境の悪化を防止するために、ルール違反者に対する罰則等を設けることや、指定袋に入れなくて排出されるごみ対策として、取り残しと効果的な集積所における掲示について提案がなされております。

本市といたしましては、以上のような、基本計画での位置づけや、これまでに本審議会や、市民からいただいたご意見を踏まえ、これまでの調査等による不適正排出についての状況を分析し、より効果的な対策を検討し、実行していく必要があると考えております。

資料1についての説明は以上です。

【資料説明1の質疑応答】

三橋会長：ありがとうございます。家庭ごみの不適正排出の現状についてかなり細かな説明がありました。以上の説明について、ご意見、ご感想などあればご自由にお出してください。本日は具体的な答申作りをするというよりも、まず現状を委員の皆さんに把握してもらい、次回以降、不適正排出を少なくしていくためにどういった事が望ましいかを議論していただくために、まずは不適正排出の現状について委員の皆さんにご理解していただくというのが今日の趣旨です。今までの説明でわかりにくかったことなどはございませんか。

大場委員：3ページの不適正排出の状況の中で、分析をしておりますが、現状分析をされている中で、図の下の内訳の部分で集合住宅専用が72.5%となっておりますが、この分析のもう少し詳しい情報をいただければと思います。大きな分譲マンション、駅前のワンルームマンション/アパートなど含めて、様々な集合住宅がありますが、この辺の分析がなされないと対応策も検討できないので、もう少し詳しい情報をいただければと思います。

三橋会長：ありがとうございます。おそらく集合住宅の形態別の分析をなさっていると思いますが、次回にでも集合住宅の内訳について説明していただけますか。

秋本課長：次回に詳しい状況は資料として提出させていただきたいと考えております。概要といたしましては集合住宅といっても大場委員の仰るとおり色々な類型がございますが、大型マンションの場合には、管理会社が入って分別を徹底しているような状況がございます。比較的排出状況が悪いのは、賃貸のいわゆるアパートが排出状況が悪い傾向にあるということが言えます。詳しい状況は次回提出させていただきます。

三橋会長：よろしいでしょうか。

福島委員：3点ほど確認させていただければと思います。1ページ目、下の方にあるなお書きですが、「現場の状況等によっては不法投棄として取り扱っている。」とありますが、不適正排出と不法投棄との境目はどのようにになっているのか。不法投棄となるような具体的なケースはどのようなケースかお聞かせください。

3ページの確認ですけれども、この取り残しは指定袋を使用せずに、というだけの部分でよろしいのか。分別をしていないとかはここには含まれていないのかという確認です。

5ページ目のアンケートですけれども、前提としてこの回答の1,400人というのは基本的に分別ルールというものをよく承知されている方々なのか、それによる回答なのか、そういった設問があるのかどうかということをお願いします。

三橋会長：まず1ページの（参考）と書いてある2行上の部分ですね。お願いします。

秋本課長：1ページのなお書きの部分ですが、不法投棄と認められるのは、いわゆる通勤途中にポイ捨てを集積所にしていくような状況を考えているところでありまして。2点目の3ページの取り残しにつきましては指定袋を使っていない、または明らかに分別の状況が悪いものについて取り残しているところでありまして。

松丸主幹：3点目の5ページのアンケートにつきましては、無作為に抽出しました市民に発送をしております。その方たちが実際に分別ルールを知っているのか、ということですが、設問には具体的に分別ルールの説明しているところのものはございません。しかしながらこのようなアンケートにご回答される方は比較的市政に関心がある方々、或いは回答率から見ましても、ごみの事柄に関して関心の高い方々が比較的多く回答されているものと考えております。

金子課長：補足させていただきます。先ほどの不法投棄のなお書きのところですが、ポイ捨て以外に、集積所にテレビ・冷蔵庫などの市で回収できないものが置いてあるケースがありますので、そういったものを不法投棄として扱うケースもございます。

三橋会長：アンケート調査については基本的に無作為でやるにしても、回答してくれる方は意識の高い人たちで、初めから無視してしまう意識の低い人もいる、この辺は難しいところですね。

石井委員：3ページの取り残しのところですが、取り残しをした後の処理の仕方について。最終的には収集していると思いますが。あと、取り残しをしたところに対しての周りの方への指導とか、どういった対応をして取り残しが5袋未満に減少したのか。その辺をちょっとお聞きしたい。

金子課長：取り残し後の処理ですが、時期によってですね、夏場は特に生ごみ等は影響が出ますので1週間ぐらいを目途に収集を行うようにしております。それ以外の次期は置いておくような形にしておりますが、捨てられている場所、例えば通行人が多いような場所は概ね1週間ぐらいから3週間で収集するようにしています。指導ですが、特にアパートなどについてはポスティング、また管理会社・所有者・住民ヘルールを守るお願いなどの指導をしております。

三橋会長：いずれにしても、今お話していただいたようなことは、答申作りにもできるだけ反映していくということになりますので、よろしく願います。

それでは次の課題、資料2の方へ移りたいと思います。家庭ごみの不適正排出への取組状況及び今後の検討課題について、説明してください。

【資料説明2】（資料2）

秋本課長：資料2「家庭ごみの不適正排出への取組状況及び今後の検討課題について」をご覧くださいと思います。

<資料2 家庭ごみの不適正排出への取組状況及び今後の検討課題について>

1. 不適正排出への主な取組状況

（1）排出ルールの広報・啓発

まず1ページです。1. 不適正排出への主な取組状況でございます。なお、この取組状況につきましては、今年度これから実施する予定のものも含まれております。

不適正な排出が生じる要因の一つとして、「市民に正確な排出ルールが伝わっていないこと」が考えられるため、広報いちかわなどの媒体を活用した広報や出前説明会の開催など、様々な方法で市民への広報・周知を実施しております。

具体的なものといたしましては、広報いちかわへの掲載によるごみ出しルール遵守の呼びかけを行ったほか、年末のじゅんかんニュースに不適正排出に関する記事の掲載を予定しております。

また、市からの情報が伝わりにくい方々を含めた多くの市民への周知策として、JRの主要駅などを中心とした、ポケットティッシュ配布による啓発活動を順次実施しております。

お手元にあるこちらのポケットティッシュを配布しているところです。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

こちらは、先ほど申し上げました啓発用に配布しておりますポケットティッシュのデザインでございます。

5月には基本的なごみ出しルールの周知、10月と来年3月には、平成29年4月より実施する、収集回数の削減についてのお知らせと、10月から運用を開始

しております、ごみ分別アプリの案内をしております。

続いて、排出状況の悪いごみ集積所への注意看板等の掲示例でございます。

日本語表記では情報が伝わらない外国人の方にも、基本的なごみ出しルールを理解していただけるよう、日本語と中国語を併記している例であります。

なお、中国語のほか、英語、韓国語の併記のある掲示も用意がございます。

次に、3ページをご覧ください。

こちらには、実際に排出ルールについての掲示をした集積所の写真を載せております。集積所への掲示は、ごみを出す際に目に入りますので効果的ですが、集積所によっては、道路上などに、直接、ごみを集積しているため、掲示が難しい場所もございます。

(2) 排出ルール違反ごみへの対応

続いて、(2) 排出ルール違反ごみへの対応についてでございます。

排出ルールに違反していることを排出者に認識してもらうとともに、排出状況の悪いごみ集積所を特定していくため、排出ルールが守られずに排出されたごみについては、その対応策として、

①としまして、収集作業時に注意シールを貼付して、取り残しを継続するとともに、特に排出状況が悪いごみ集積所について、収集運搬業者等による追跡調査を実施しております。

②としまして、昨年度の調査で排出状況が特に悪かったごみ集積所 約 800 箇所を中心に本年の5月から、順次、ごみ集積所の現地において午前6時から午前9時まで、利用状況調査を行い、排出ルールに違反する排出が認められた場合には、排出者に対して直接的な啓発活動を実施しております。

なお、③としまして、特に排出状況が悪いごみ集積所につきましては、注意看板の設置や集合住宅の管理者への連絡等により改善を促しております。

表につきましては、これらの取り組みをまとめたものでございます。

表の①収集運搬業者による追跡調査については、市内全域を対象に指定袋以外で排出されたために取り残している袋数を調査するもので、本年7月に実施した結果、804箇所の集積所で5袋以上の取り残しが確認されました。

②の業務委託による早朝の個別啓発については、昨年度の調査で、指定袋を使用しないために取り残した袋が5袋未満に改善しなかった約800箇所とその周辺について、集積所における早朝の啓発活動および排出状況等の調査を実施するものです。ルール違反が確認された排出者には啓発チラシを手渡しすることで、ごみ出しルールの遵守を呼びかけております。

次に、4ページをお願いいたします。

③市職員による追跡調査および個別指導の実施については、①の収集運搬業者による追跡調査で5袋以上の取り残しが確認された集積所や、周辺住民等から苦情のあったごみ集積所について、市職員による調査と改善を促す掲示や集合住宅の

場合は、管理会社への連絡等を行っております。

2. 今後の検討課題

(1) 未然防止対策の強化

続いて、2. 今後の検討課題 についてでございます。

今後の検討にあたりましては、地域特性や、各ごみ集積所の特性等も考慮した上で、主に次の対策について検討していくことを考えております。

まず、(1) 未然防止対策の強化についてでございます。

1点目としては、基本的な排出ルールの周知の徹底で、想定される検討事項としては、じゅんかんパートナー、自治会、集合住宅の管理者等との協力・連携のあり方や、市からの情報が伝わりにくい単身者や外国人への対応がでございます。

2点目としましては、ごみ集積所のパトロールや排出指導等によるごみ集積所の管理の強化でございます。

想定される検討事項としては、例えば、敷地内にごみ集積所がない集合住宅におけるごみ集積所の設置のあり方や、集合住宅の管理者等の役割・責任の強化がでございます。

一概に、家庭ごみ集積所と申しましても、大きな集合住宅の敷地内にあるものから、戸建て住宅の方々が道路脇を利用しているものなど、様々なタイプのものがありますことから、その特性に応じた対応策が必要と考えられます。

(2) ルール違反ごみへの対応の厳格化

続いて、(2) ルール違反ごみへの対応の厳格化についてでございます。

1点目として、取り残しの徹底でございます。

ルールに違反しているものを、安易に収集してしまうことは、ルールを守っていただいている方との公平性の面でも問題があると考えております。

取り残しについては、昨年度の実施結果からも一定の改善効果があった一方で、取り残しを継続することによる周辺環境への影響もあることから、今後の実施方法について、一定の方向性を明確にしていくことが必要と考えております。

2点目として、ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の導入でございます。

取り残しによる改善が図れない事例については、抑止力としての効果を期待するとともに、一歩進んだ対応が必要と考えることから、導入市の事例なども参考に、指導に伴って必要と考えられる排出者特定のための開封調査のあり方も含めて、指導・罰則制度の導入について、検討が必要と考えております。

なお、事務局としましては、この検討課題を中心に、今後の審議の中で、委員の皆様にご意見を頂戴したいと考えているところであります。

次に、5ページをお願いします。

こちらは、参考としまして、不適正排出への対策を検討する上で、本市の特性として考慮すべき情報について、まとめたものでございます。

まず住宅等の形態別割合についてでございます。

昨年度の調査結果において、不適正な排出が多い傾向にある共同住宅が全体のおよそ3分の2を占めており、共同住宅に対する対応が重要と言えます。

続いて、平成27年1年間の転出入の状況でございます。

年間で約2万7千世帯が転入しており、全世帯数の10%弱に相当します。

他市からの転入者に12分別や指定袋での排出などのルールをわかりやすく、効率的に伝える工夫が必要であると考えております。

続いて、外国人の人口は約1万4千人で、全体に占める割合は約3%となります。

日本語での情報伝達が難しい方も多くおられることから、これまでも作成してきた外国語版のごみ出しリーフレットを活用した周知などが必要と考えられます。

資料2について、説明は以上でございます。

【資料説明2の質疑応答】

三橋会長：資料2家庭ごみの不適正排出への取組状況及び今後の検討課題について、説明をいただきました。これについてご意見ご感想などあればお出してください。現状でも市としては色々とやっている訳ですが、効果が上がるやり方と上手くいかないやり方と色々とある事は今の説明でもわかったと思います。また、住居の形態によっても個別対応が必要になるかもわからないし、外国人の転入者が増えてくることによる価値観の異なる人たちに市川市のルールを守ってもらう、こういった事も大きな課題になってくると思います。

岩田委員：諮問内容、私共が審議する事の確認ですが、先ほどご説明があったように、資料2の4ページの今後の検討課題というのは市の方が今後検討して行って、審議会はまだ別の事を検討して行くという事ではなくて、これが市としての一つの案みたいなので、これを骨格として審議会で議論してほしいという趣旨で理解してよろしいんですね。それと審議の範囲の確認なんですけれども、先ほど資料1の時に伺いすればよかったのですが、資料1の2ページに基本計画では戸別収集方式についても不適正排出対策の施策の一つとして掲げられていると書かれてあって、ただ、私どもが議論したように戸別収集については別途引き続き検討するという事にしたんですけれども、ここで書いてある事が、今日市長から諮問いただいた中身への答えとしては、戸別収集の話は含まないという事なのか、戸別

収集を引き続き検討を進めるという事は今日いただいた諮問の中で検討するということなのか。ちょっとわからなかったのでお教えいただきたい。

松丸主幹：戸別収集方式の導入につきましては、基本的には家庭ごみの有料化の導入とセットにした考え方で検討してきたという経緯がございます。現在のところ家庭ごみの有料化の実施時期につきましては、今後のごみの排出量の状況等の推移を勘案しつつ実施時期を判断することとしております。あわせて戸別収集についてもコスト面の課題であるとか、市民の皆様のご意見を踏まえて引き続き検討しているところですが、まずは現在ごみの集積所での収集が行われており、加えて仮に戸別収集を実施した場合でも、市川市の建物別の割合を見てみますと、およそ3分の2が集合住宅になりますので、集合住宅というのはそもそも戸別収集の対象にならないということがありますので、まずは現在のごみ集積所での収集をベースに、どういう風にやっていくべきかを市としては考えていきたいと思えますし、それをベースにご審議いただければと思います。ただし戸別収集もやはり必要だというご意見があれば、審議の内容から事務局として外すというような事までは考えておりませんので、ご審議の中でご意見を賜りたいと思えます。

三橋会長：審議会の役割というのは市長から諮問を受けて、それに対する答申を作ります。したがってその答申については、市川市であればその答申に従って政策を進めてもらうという意味がある訳です。答申とは全く別個な案を市川市が出すという事であれば審議会を開く意味が無い訳ですから、その辺は基本的な問題ですからしっかりと頭に入れといてください。

齋藤委員：現状の把握に戻らせてください。3ページの違反者に対して指導を行っているという中で、実際の5月からのデータとしてどのような方が多いのか、指導すべき対象者が知りたいのと、それとは別に外国の方が増えていると思えますが、賃貸のアパートに住まわれる時に、貸す会社側の方からごみ分別に関する資料の配付を促しているのか。確認をさせてください。

秋本課長：2点の質問にお答えいたします。まずどういった方が指導の対象者となっているかということですが、主に集積所で指導する場合には、指定袋を用いないでごみを出される方が対象となります。概ね、単身者であるとか、中にはご高齢の方もいらっしゃるような状況です。2点目として外国人の方に対してどのような周知をしているかですが、外国人の方につきましてはアパート・賃貸住宅と契約を結ぶ時に不動産会社にごみ出しについて啓発が進んでいない状況でございます。ただし、不適正な排出が非常に多いところに関しましては管理会社・不動産会社に連絡をしまして、本市のごみ出しルールを説明し、ごみの出し方の指導をお願いしているところです。その他、場所が特定されましたら外国語版のごみ出しリーフレットを戸別にポスティングしているところでもあります。

三橋会長：それでは、資料2についてはこれぐらいにして、次に資料3に入りたいと思います。家庭ごみの収集回数の削減とごみ減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況について説明してください。

【報告事項 ア】(資料3)

秋本課長：「家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況について」ご報告いたします。

<資料3 家庭ごみの不適正排出への取組状況及び今後の検討課題について>

1 説明会の開催

まず、1 説明会の開催状況についてでございます。

自治会を対象にしたもの、広く市民一般を対象にしたもの、市民活動団体等を対象に、主に土曜日、日曜日または夜間を中心に実施しております。

これらの説明会は、「さらなるごみの減量・資源化の今後の進め方」を5月にとりまとめまた後、7月から開催したものでありますが、

10月18日時点で、本年度は合計で、のべ119回開催し、約3千4百人の方に参加していただいております。

なお、今後もこのような説明会の開催を継続してまいります。

2 その他の広報・啓発

続いて、2 その他の広報・啓発についてでございます。

広報いちかわや、フリーペーパーへの記事掲載を行ったほか、市の広報番組「マイトウンいちかわ」において特集を放映しました。

また、ごみ分別スマートフォンアプリを10月1日から運用開始しております。

じゅんかんニュースは、2回作成し、自治会に回覧をいたしました。今年度は年末を含めてあと2回作成する予定でございます。

また、ごみに関する市川市公式ホームページを分かりやすくするため、関連ページのリンクをまとめたポータルサイトを作成いたしました。

次に、不適正排出対策の1つとしてもご説明いたしましたが、駅前における早朝・夕方の啓発用のポケットティッシュ配りを実施しております。

その他、雑がみの分別促進を図るため、雑がみ保管袋の作成・配布を10月中旬より実施しております。

以上の広報・啓発活動の参考としまして、2ページ目にはごみ総合ポータルサイトの画像を載せております。

その次のA3の資料は、広報いちかわ10月1日号の特集ページでございます。続いて、直近の9月に発行したじゅんかんニュースでございます。今回はリユースを特集したものでございます。

また、委員の皆様にお手元には、雑がみ保管袋と、ごみ分別アプリのチラシをお配りいたしました。

雑がみ保管袋については、雑がみの分別について確認をしながら、ご家庭内での保管に役立つものとなっておりますので、雑がみの分別促進策として活用していきたいと考えております。

スマートフォン用のごみ分別アプリについては、10月から運用を開始しておりますが、資源物とごみの種類ごとに、排出する日をカレンダー形式で確認できるほか、設定した時間に収集日をお知らせする機能がございます。

お仕事や子育てなどに忙しい市民の皆様にも、便利な機能がついており、家庭ごみの収集日の変更の周知にも役立つものと考えておりますので、たくさんの方々にご利用いただけるよう広報に努めてまいります。

3 今後の予定

恐れ入りますが、資料3の1ページ目にお戻りください。

最後に、3. 今後の予定であります。

主なものをご紹介しますが、

1点目として、ごみの収集回数削減後の新しい収集曜日を記載した、平成29年度版の資源物とごみの分け方・出し方のリーフレットを来年2月～3月にかけて、全戸配布をいたします。

また、これにつきましては外国語版についても作成する予定であります。外国語版は6ヶ国語を予定しております。英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語を予定しております。

ごみ集積所看板の貼り換えにつきましても、現在の看板に新しい収集曜日が記載されたシールを貼り付けて参ります。これにつきましても来年の3月頃に順次実施いたします。

また、ごみ収集車等への周知用マグネットシートの掲示を、年明けから実施いたします。

広く市民の皆様にポスターでの周知を考えております。(ポスターのデザイン案を掲示)これはまだ決定稿では無いのですが、概ねこのような形で公共施設や自治会の掲示板等にて貼っていただく事を考えております。これは一番大きな種類でありまして、主に市役所、そしてスーパーマーケットなどに貼っていただくように働きかけていきたいと考えております。その他市内で運行しているバスの車内

に周知のポスターを掲示していきたいと考えております。

以上、家庭ごみの収集回数の削減を円滑に実施し、さらなるごみ減量・資源化につなげていくため、多様な方法で市民への周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。

【報告事項 ア)の質疑応答】

三橋会長：家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況および今後の予定について説明していただきました。今、説明いただいた大きなポスターですが、例えば一定期間バスなどに貼ってあると目立ちますね。そういったものを許可を得て掲示してもらおうと相当いいと思います。できるだけやっていただければと思います。

秋本課長：バスにつきましてはこちらのポスターではなく、横長のものを作成しまして、窓の上の広告欄に掲示してもらおうよう9月議会で補正予算が議決されましたので、来年の2月～3月から掲示をして参りたいと考えております。

三橋会長：とにかく目立つものをお願いします。日にちとかを。ちょっと離れたりすると字が小さかったりすると、効果が無くなってしまいますので。このようなポスターはいいと思います。がんばってください。それと、今後の予定でリーフレットや外国語版の話とか、そういったものができたらこの審議会にも出していただけると感じがわかると思います。例えば今日出していただいたこのティッシュとか、雑がみ保管袋などを実際に見られると、こういうものかと実感できますので、できるだけこの審議会各委員にも渡せるように考えていただければと思います。

秋本課長：承りました。ちなみに参考までですが、全戸に配布するリーフレットですが、平成29年度版もあまりこれまでと違ってしまうとわかりにくいというご意見もございますので、これを尊重し「ごみの収集日が変わります」ということをきちんとわかるように作成して参りたいと思います。

三橋会長：この件についてご意見などがあればお出しください。

原木委員：資料3、1ページに全戸配布と書いてありますが、これはどのような形で行われますか。自治会を通してでしょうか、それともそれ以外の方法でしょうか。もう一つは資料2の最後に転入等の数字が出ておりますが、転入が22,727世帯、こういった方々にはリーフレット、パンフレット等を差し上げているのでしょうか。2点を確認させてください。

秋本課長：1点目の全戸配布の方法についてですが、こちらにつきましては自治会ではなくて、市内には地域新聞が発行されておりますので、地域新聞に折込みという形で

まずは配布を考えております。ですが市内全域に地域新聞は配布されておりませんので、配布されていない地域に関しましては職員が個別に各家庭にポスティングをして参りたいと考えております。2点目の転入者への周知についてですが、それにつきましては分別ガイドブックとごみの分け方・出し方のリーフレットを市役所市民課にて配布しております。

三橋会長：それでは次の資料4について説明をお願いいたします。

【報告事項 イ】(資料4)

川島課長：資料4についてご報告いたします。次期クリーンセンター焼却処理方式の選定についてでございます。

<資料4 次期クリーンセンター焼却処理方式選定及び環境影響評価手続きの流れについて>

報告1 次期クリーンセンター焼却処理方式選定について

○選定の経緯・背景

選定の背景といたしましては、焼却処理方式は、コスト面や安定的な処理など、廃棄物行政に大きな影響が有りまして、技術的にも専門性が高いことから、有識者にヒアリングを行いました。また今年度、建替え整備事業の適正な推進を図るために庁内に設置した副市長を委員長、関係部長を委員とした検討委員会で、有識者ヒアリングの結果も踏まえまして、本市における最も相応しい処理方式の選定を行ったところです。

○有識者ヒアリングとは

有識者ヒアリングですが、千葉工業大学名誉教授のほか、全国都市清掃会議技術部長、元国立環境研究所フェローほか計5名の有識者により、4回開催し、評価方法に対する考え方や評価点数等のご意見をいただいたところでございます。

○処理方式の評価項目と配点

処理方式の評価項目と配点ですが、前回ご説明させていただいた施設整備基本方針で5つの基本方針を掲げました。その中で、市民への環境啓発拠点とするという部分が処理方式と直接関係が無いことからこの4つの基本方針を元に、8個の評価項目を設定いたしました。特に配点のところでは重み付けをしたのが、④、⑤の事故やトラブルが少ない方式、施設整備・稼働実績が多い方式で、これは技術的に成熟したということの評価となりますが、市川市は清掃工場が1施設しかありませんので安定性について評価の重みを付けたというところでございます。

○焼却処理方式の選定

ごみ焼却炉にはいくつかの形式があり、それぞれに特徴を有しております。その中で、各形式の定量評価、定性評価を点数化し、本市の現状に即した焼却炉の形式を選定したところです。

次のページの横書きの処理方式の一覧ですが、この5つの処理方式から選定を行いました。かなり専門的な内容になってしまいますが、ストーカ方式、流動床方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式、ストーカ方式に後付けの灰溶融と、この5つの中で定量評価、定性評価をしたところです。それぞれ利点とマイナス点がありますが、下の棒グラフを見ていただくとわかりますように、実績数としてストーカ方式が多いということになります。それぞれの方式を先ほど説明しました8項目で点数化したところ、ストーカ方式が最も高い点数という評価になりました。市川市では減点の無いストーカ方式が最も相応しい処理方式と結論付けたところです。

報告2 環境影響評価手続きの流れについて

続きまして2枚目の環境影響評価手続きの流れについてご説明させていただきます。

○環境影響評価とは

環境影響評価とはいわゆる環境アセスメントと呼ばれるものであります。大規模開発であるとか、例えば火力発電所の建設であるとか、最終処分場の建設、外環道路のような高速道路の建設、などの事業が環境に及ぼす影響があるおそれがあることから、調査・予測・評価を行い、それらの手続きをして環境の保全をしていくというのが、環境影響評価の流れでございます。

○環境影響評価手続きの流れについて

クリーンセンターの建替え事業につきましても、県の条例の清掃工場の建替えということで、条例上、環境影響評価の手続きに該当しましたことから、今年度事業計画の概要書の作成し、方法書、現地調査、準備書の作成、評価書の作成といった流れで進んで行くところです。現在は方法書の作成をして先日公告を行ったところです。方法書というのは、環境影響評価の調査・予測の方法について、例えば生物は年2回測定するのか、それとも春夏秋冬4回測定するのか、騒音についてはどこの地点で何回行うであるとか、悪臭についてはどこの場所でのどのような方式で悪臭を採るかなどを、そういった測定・調査をする前にどのような方式で測定・調査を行うかを定めたものを方法書として現在公告を行っております。この方法書については県のアセスの委員会というものがございしますが、※1の点線で困っている千葉県環境影響評価委員会というところで、気象、大気等の16分野、17名の学識経験者がこの方法書について諮問、審議、答申まで4回開催をしてご審議いただくところでございます。今後の予定としましては今度の11月

5日号の広報でも掲載させていただきますが、11月12日、13日にクリーンセンター、市役所、信篤公民館などでこの方法書についての住民説明会を開催いたします。その後、来年度については実際に方法書で定めた方式により、測定・調査を行い、30年度でその測定結果を表した準備書を作成し、知事の意見等を踏まえ評価書を作成するというような流れになっていくところでございます。これが今後のクリーンセンターの建替えに基づく環境影響評価の流れでございます。以上です。

【報告事項 イ)の質疑応答】

三橋会長：それでは今の次期クリーンセンターの焼却処理方式の選定等について、ご意見やご感想などありましたらお出しください。

三橋会長：私の方から一つ質問させていただきますが、このクリーンセンターの焼却処理方式の選定や、今後どのように作業が進んで行くかということはこの審議会で報告していただければ有り難い訳ですが、これが審議会で扱う市長からの諮問に対して直接関係はありませんね？

川島課長：そのとおりです。直接関係は有りません。あくまでクリーンセンターが今このような形で建て替えが進んでいるというご報告になります。

三橋会長：そうですね。それは貴重な報告ですので、変化があれば随時審議会で報告してもらえればと思います。今日の資料でいえば資料1から資料3がこれからの審議会において参考にすべきもので、クリーンセンターの建替えの話は市川市にとっては非常に大きな事業ですから、その都度どういう状況であるかということは報告してもらえれば有り難いです。

三橋会長：他にご意見などございませんか。無ければ今日の資料1から3までを全部通しても結構です。

柳沢委員：先日、ごみの収集回数が減るということで、知り合いと話をしていたのですが、「そうすると、もう有料化は無いのね。」と言われてまして、私は審議会の委員で、これからも検討しつつ4月からは有料化は無いけれども、と答えたのですが、イメージとしてごみの収集回数が減って有料化は無いと言われた時に、これからの結果によって有料化をしなくて済むかもしれないという事はあると思いますが、やはり有料化も検討して行くという事もどこかに書いてほしいなど。主婦は、もう有料化が無くなって、ごみの収集回数を減らすのね、という感覚になった時に、次に有料化をしますとなった時に、また改めて有料化について考えていくということが難しい人間なので、以前いただいた資料には引き続き検討して行くプランと書いてあるので、そのように書いていただいたらどうかなと思いました。

三橋会長：今のご指摘はそのとおりだと思いますがいかがですか、事務局としては。

秋本課長：今年5月に取りまとめた「さらなるごみの減量・資源化に向けた今後の進め方について」ですが、第一段階としてごみ収集回数の削減と広報・啓発の強化を行い、引き続き検討して行く課題としてごみの有料化と戸別収集を定めております。現在我々で鋭意開催している、自治会単位または市民を対象としたごみ収集回数削減の説明会ではその旨は資料にきちんと落とし込んでありますし、説明もしているところであります。今後、そのようなご指摘が多くあれば考えていきたいと思いますが、喫緊の課題といたしましては収集回数が削減されるという事を皆様方に正確にお伝えしたいという考えがございますので、まずはそれを前面に押し出して、ごみの有料化につきましては何らかの形でご説明できるように検討して参りたいと思います。

三橋会長：この審議会でごみの有料化を最終的に答申に盛り込んで、それが一番の議論の焦点でもあった訳ですから、市民の一部の方が、これで有料化は無くなったんだという話が日常会話の中で出てしまうのは好ましくないと思います。ですので、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。それから先ほどの7月から10月までの自治会、市民全体の説明会を計119回、かなり市川市の担当者も土日返上してやっている訳ですが、それはこれまでやってきた目的意識の下でやってもらわないといけないと思います。その結果、収集回数を減らすとか、あるいは不適正な排出を制限するとか、そこで終わってしまうのではなくて、最終的には有料化の問題という所に終着点があるという事は、しっかりと市民の方たちにも誤解の無いようお願いしたいと思います。

松本副会長：私どもの自治会も今月の30日が説明会なんですけれども、まだまだ残っている自治会があるんですね。なので、できたら今の内容を話の中に盛り込んでいただきたいと思います。私はじゅんかんパートナーとして、今公民館まつりが盛んに行われておりますが、私は29、30日と東部公民館の方で。「あなたの自治会はこの日が説明会です。」というものを配布いたします。ですから、折角説明会を開くのに、参加者が「私の自治会の説明会は5人でした。」という所もあったんですね。片や100名来ましたという自治会もあるので、折角来ていただけるのでしたらそういった話も盛り込んでいただきたいと思います。

秋本課長：ご意見をいただきまして、盛り込んで参りたいと思います。ただ、今も有料化を含むプランの説明はしているところですので、きちんとお伝えしていきたいと考えております。さらに強化して行くことで考えていきたいと思います。また説明会の質疑応答の中で「ごみの有料化はどうなったんだ」という質問も多くございます。そういった時には、ごみの排出量の推移を見て、もしそれがじゅんかんブ

ランに定める目標に届かない場合には実施時期を判断して行くと回答しているところでは。

三橋会長：他にはございませんか。それでは本日の審議の内容については完了しましたので、その他という事で事務局の方からございますか。

【報告事項 ウ】（その他 事務連絡）

秋本課長：今後の審議会の開催予定につきまして、ご案内いたします。

次回の審議会の日程ですが、来年の1月下旬から2月上旬の開催を予定しております。日程の詳細につきましては、今後、改めて調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【閉 会】

三橋会長：それでは、以上をもちまして、第81回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会します。お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

（閉会：午前11時30分）